（商工会議所法の一部改正）

第六十八条　商工会議所法（昭和二十八年法律第百四十三号）の一部を次のように改正する。

第六十条の七中「第八百七十条（第十五号に係る部分に限る。）」を「第八百七十条第二項（第五号に係る部分に限る。）、第八百七十条の二」に、「第四号に係る部分に限る。）」を「第五号に係る部分に限る。）、第八百七十二条の二」に改める。

第六十二条の七を削る。

第六十三条第二項中「前三条」を「前二条」に、「第六十二条の六」を「前条」に改める。

（信用保証協会法の一部改正）

第六十九条　信用保証協会法（昭和二十八年法律第百九十六号）の一部を次のように改正する。

第三十二条の四を次のように改める。

第三十二条の四　削除

第三十二条の五第二項中「前三条」を「第三十二条の二及び第三十二条の三」に、「第三十二条の三」を「同条」に改める。

（労働金庫法の一部改正）

第七十条　労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）の一部を次のように改正する。

第六十五条中「第八百七十条（第十五号）」を「第八百七十条第二項（第五号）」に、「聴取）」を「聴取、第八百七十条の二（申立書の写しの送付等）」に、「第四号に」を「第五号に」に、「即時抗告」を「即時抗告、第八百七十二条の二（抗告状の写しの送付等）」に改める。

第六十七条中「第八百七十条（第二号及び第三号）」を「第八百七十条第一項（第一号及び第二号）」に改める。

（厚生年金保険法の一部改正）

第七十一条　厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）の一部を次のように改正する。

第七十八条の二中第三項を削り、第四項を第三項とする。

第七十八条の五中「標準報酬の」を「第七十八条の二第二項の規定による請求すべき」に改める。

（土地区画整理法の一部改正）

第七十二条　土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）の一部を次のように改正する。

第四十九条の五を削る。

第四十九条の六第二項中「前三条」を「前二条」に、「第四十九条の四」を「前条」に改め、同条を第四十九条の五とする。

（接収不動産に関する借地借家臨時処理法の一部改正）

第七十三条　接収不動産に関する借地借家臨時処理法（昭和三十一年法律第百三十八号）の一部を次のように改正する。

第十九条中「非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）」を「非訟事件手続法（平成二十三年法律第五十一号）」に改める。

第二十一条及び第二十二条を次のように改める。

第二十一条　削除

（即時抗告）

第二十二条　第十七条又は第十八条の規定による裁判に対する即時抗告は、執行停止の効力を有する。

（接収不動産に関する借地借家臨時処理法の一部改正に伴う経過措置）

第七十四条　この法律の施行前に接収不動産に関する借地借家臨時処理法第十七条又は第十八条の規定による申立てがあった場合における当該事件に係る付調停については、なお従前の例による。

（内航海運組合法の一部改正）

第七十五条　内航海運組合法（昭和三十二年法律第百六十二号）の一部を次のように改正する。

第五十四条の四中「第八百七十条（第十五号に係る部分に限る。）」を「第八百七十条第二項（第五号に係る部分に限る。）、第八百七十条の二」に、「第四号に係る部分に限る。）」を「第五号に係る部分に限る。）、第八百七十二条の二」に改める。

第五十五条中「第八百七十条（第二号及び第三号）」を「第八百七十条第一項（第一号及び第二号）」に改める。

（生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律の一部改正）

第七十六条　生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和三十二年法律第百六十四号）の一部を次のように改正する。

第五十二条中「第八百七十条（第二号及び第三号）」を「第八百七十条第一項（第一号及び第二号）」に改める。

第五十二条の十第二項中「第八百七十条（第十五号に係る部分に限る。）」を「第八百七十条第二項（第五号に係る部分に限る。）、第八百七十条の二」に、「第四号に係る部分に限る。）」を「第五号に係る部分に限る。）、第八百七十二条の二」に改める。

（国家公務員共済組合法の一部改正）

第七十七条　国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）の一部を次のように改正する。

第九十三条の五中第三項を削り、第四項を第三項とする。

第九十三条の八中「標準報酬の」を「第九十三条の五第二項の規定による請求すべき」に改める。

（たばこ耕作組合法の一部改正）

第七十八条　たばこ耕作組合法（昭和三十三年法律第百三十五号）の一部を次のように改正する。

第五十三条の七を次のように改める。

第五十三条の七　削除

第五十三条の八第二項中「前三条」を「第五十三条の五及び第五十三条の六」に、「第五十三条の六」を「同条」に改める。

（国民健康保険法の一部改正）

第七十九条　国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）の一部を次のように改正する。

第三十二条の十六を次のように改める。

第三十二条の十六　削除

第三十二条の十七第二項中「前三条」を「第三十二条の十四及び第三十二条の十五」に、「第三十二条の十五」を「同条」に改める。

（未帰還者に関する特別措置法の一部改正）

第八十条　未帰還者に関する特別措置法（昭和三十四年法律第七号）の一部を次のように改正する。

第二条第四項中「家事審判法（昭和二十二年法律第百五十二号）第六条の規定は、適用しない」を「民事訴訟費用等に関する法律（昭和四十六年法律第四十号）第三条第一項の規定にかかわらず、その申立ての手数料を納めることを要しない」に改める。

（商工会法の一部改正）

第八十一条　商工会法（昭和三十五年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

第五十二条の七中「第八百七十条（第十五号に係る部分に限る。）」を「第八百七十条第二項（第五号に係る部分に限る。）、第八百七十二条の二」に、「第四号に係る部分に限る。）」を「第五号に係る部分に限る。）、第八百七十二条の二」に改める。

第五十四条の七を削る。

第五十五条第二項中「前三条」を「前二条」に、「第五十四条の六」を「前条」に改める。

（技術研究組合法の一部改正）

第八十二条　技術研究組合法（昭和三十六年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

第三十条第八項中「第八百七十条（第一号に係る部分に限る。）」を「第八百七十条第二項（第一号に係る部分に限る。）、第八百七十条の二」に、「第四号に係る部分に限る。）」を「第五号に係る部分に限る。）、第八百七十二条の二」に改める。

第六十条中「第八百七十条（第二号及び第三号」を「第八百七十条第一項（第一号及び第二号」に改める。